

身体拘束等適正化指針

訪問看護ステーション アスエイド 埼玉県川越市旭町 3-20-12 管理者：石澤明日香

■ 第1条 目的

介護保険法および関係法令に基づき、身体拘束等の廃止および適正化を推進し、利用者の尊厳と権利を守ることを目的とする。

■ 第2条 身体拘束等の定義

利用者の行動を制限するすべての行為をいい、直接的な拘束・ミトン型手袋・つなぎ服・過剰投薬・スピーチロック・安全ベルト使用等を含む。

■ 第3条 身体拘束廃止の原則

当ステーションは、いかなる場合においても身体拘束等を行わないことを原則とする。

■ 第4条 緊急やむを得ない場合の例外的対応

以下の三要件をすべて満たす場合に限り、例外的に認める。管理者が承認し、本人・家族への説明・同意を得て実施する。

- ・切迫性：生命・身体に重大な危険が差し迫っている
- ・非代替性：拘束以外の代替方法が存在しない
- ・一時性：拘束が一時的なものである

実施時は方法・時間・心身の状況・やむを得ない理由を記録し、早期解除に向けて定期的に評価する。

■ 第5条 適正化委員会・研修

- ・委員会は虐待防止委員会と合同で年2回以上開催する
- ・責任者：石澤明日香（管理者）
- ・委員：君成田早江（看護師）、治郎丸志乃（看護師）、君成田弘八（OT）
- ・年1回以上、全スタッフ対象の身体拘束廃止研修を実施し、記録する

■ 第6条 指針の見直し

本指針は年1回以上見直しを行い、委員会の検討結果を踏まえて改定する。